

大刀洗町告示第5号

平成29年第8回大刀洗町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年2月20日

大刀洗町長 安丸 国勝

1 期 日 平成29年3月3日

2 場 所 大刀洗町議会議場

○開会日に応招した議員

安丸眞一郎

森田 勝典

平田 利治

長野 正明

高橋 直也

花等 順子

黒木 徳勝

林 威範

松熊武比古

平田 康雄

平山 賢治

山内 剛

○応招しなかった議員

平成29年 第8回 大 刀 洗 町 議 会 定 例 会 会 議 録 (第1日)

平成29年3月3日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成29年3月3日 午前9時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

(1) 議長の報告

①検査結果の報告

②委員会所管事務調査の報告

(2) 町長の報告 (あいさつ)

日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

日程第10 議案第2号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

日程第11 議案第3号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

日程第12 議案第4号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議案第5号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

日程第14 議案第6号 大刀洗都市計画特別用途地区条例の一部を改正する条例の制定につい
て

日程第15 議案第7号 町道路線の認定について

日程第16 議案第8号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算 (第4号) について

日程第17 議案第9号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) につ
いて

- 日程第18 議案第10号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）
について
- 日程第19 議案第11号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第12号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第21 議案第13号 平成29年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第22 議案第14号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第16号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第17号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- (1) 議長の報告
- ①検査結果の報告
- ②委員会所管事務調査の報告
- (2) 町長の報告(あいさつ)
- 日程第4 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第5 同意第2号 教育委員会委員の任命について
- 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第8 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 日程第10 議案第2号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 日程第11 議案第3号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第12 議案第4号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第5号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第6号 大刀洗都市計画特別用途地区条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 日程第15 議案第7号 町道路線の認定について
- 日程第16 議案第8号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第17 議案第9号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につ
いて
- 日程第18 議案第10号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)
について
- 日程第19 議案第11号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第20 議案第12号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算(第3号)につい
て

- 日程第21 議案第13号 平成29年度大刀洗町一般会計予算について
- 日程第22 議案第14号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第23 議案第15号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について
- 日程第24 議案第16号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計予算について
- 日程第25 議案第17号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について
-

出席議員（12名）

1 番 安丸眞一郎	2 番 黒木 徳勝
3 番 森田 勝典	4 番 林 威範
5 番 平田 利治	6 番 松熊武比古
7 番 長野 正明	8 番 平田 康雄
9 番 高橋 直也	10番 平山 賢治
11番 花等 順子	12番 山内 剛

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 棚町 瑞樹

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	安丸 国勝	副町長 ……………	岡田 暁人
教育長 ……………	倉鍵 君明	総務課長 ……………	大浦 克司
税務課長 ……………	高良 朝子	健康福祉課長 ……………	川原 久明
地域振興課長 ……………	重松 俊一	産業課長 ……………	森 利一郎
建設課長 ……………	野口 学	子ども課長 ……………	平田 栄一
会計課長 ……………	田中 豊和	生涯学習課長 ……………	森田 正道
住民課長 ……………	佐田 裕子	財政係長 ……………	早川 正一
総務係長 ……………	高岡 威	監査委員 ……………	秋吉 淑子

開会 開議午前9時00分

○議長（山内 剛） おはようございます。現在の出席議員は全員、12人です。

ただいまから平成29年第8回大刀洗町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。議事日程により議事を進めますので、御協力のほどお願いいたします。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（山内 剛） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、5番、平田利治議員、6番、松熊武比古議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（山内 剛） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。森田勝典委員長、登壇して報告願います。森田委員長。

○議会運営委員長（森田 勝典） 改めまして、皆さん、おはようございます。議会運営委員長の森田勝典でございます。よろしく願います。

3月定例会の議会運営について、議会運営委員会の協議結果を御報告いたします。

委員会は、平成29年2月22日午前9時30分から協議会室において開催し、出席委員は5名でした。議会から山内議長及び執行部から大浦総務課長並びに重松地域振興課長の出席を得て、協議いたしました。

配布しています会期及び会期日程表をごらんいただきたいと思います。

議会運営委員会で協議した結果、本定例会の会期は、平成29年3月3日金曜日から21日火曜日までの19日間と決定いたしました。

会期19日間の内容は次のとおりでございます。まず、本日は議事日程に従って順次議案を上程し、議案審議を進めていただき、散会後に全員協議会、自由討議を開催いたします。

各会計の予算認定につきましては、全議員で構成する予算特別委員会を設置し、委員会に付託していただき、8日水曜日、9日木曜日、10日金曜日、13日月曜日に審議していただきます。

4日土曜日から7日火曜日までは休会といたします。11日土曜日は休会といたします。

12日日曜日は、本会議を再開し、一般質問とさせていただきます。

13日月曜日は、予算特別委員会の後、午後1時から本会議を再開し、補正予算案5件を審議し、採決をお願いしたいと思います。

14日火曜日は、休会といたします。

15日水曜日は、全員協議会、自由討議を開催いたします。

16日木曜日から20日月曜日までは、休会といたします。

21日火曜日は、本議会を再開し、議案審議を進めていただきます。

以上が、今回の定例会の会期及び会期日程でございますが、当町議会の円滑な議会運営が滞りなく行われますようよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。ありがとうございます。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告どおり、本日から3月21日までの19日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。本定例会の会期は、本日から3月21日までの19日間に決定しました。

なお、会期中の会議予定については、お手元に配付しました会期日程表のとおりです。

日程第3. 諸報告

○議長（山内 剛） 日程第3、諸報告を行います。

監査委員より、平成28年11月末日、12月末日、平成29年1月末日分の例月出納検査結果報告書の提出がありました。お手元に写しを配付いたしております。

次に、委員会所管事務調査の報告を行います。

まず、総務文教厚生委員会、安丸眞一郎委員長、登壇して報告願います。安丸委員長。

○総務文教厚生委員長（安丸眞一郎） 総務文教厚生委員長の安丸です。ただいまから、委員会報告を行います。

総務文教厚生委員会は、1月26日に小中学校のPTA役員との意見交換会、また2月16日に菊池保育園及び菊池小学校の視察を行いました。

まず、1月26日の小中学校PTA役員との意見交換会は、PTA会長、副会長を中心に13名の役員の方々に出席していただき、エアコンの設置やトイレの洋式化など、児童生徒の学習環境整備について、通学路の交通安全について、その他要望を議題として意見交換を行いました。

エアコン設置については、「近年の異常気象などで教室がかなり暑い状況になり、勉強に集中できないのではないか。」「エアコンを設置する費用があるなら先生を1人でも多く増やしたい」という教育長の話もあったが、近隣自治体の設置状況や設置することで長期休暇の短縮により不

足する授業実数を確保するなど、柔軟に対応できるのではないか。」などの意見が出されたところであります。

トイレの洋式化については、「学校の洋式トイレは嫌という児童もおり、全て洋式についてはだめだが、家庭の状況を考えると和式と洋式の比率を逆にすべきではないか。」また、男の子を持つお母さんからは「子供が学校から帰ってくると、まずトイレに入る。子供に聞くと学校でトイレを使うと恥ずかしいし、毎日掃除はするが汚くて古くてにおうので、我慢する。」という子供の実態の報告が出されております。便器の洋式化及びトイレの乾式化を求める意見が出されたところであります。

通学路の交通安全については、大堰踏切をはじめ各校区の危険箇所について改善を求める意見が出されました。

委員会としても、議会としての考え方を示し、意見を求めたほうがよかったのではないかなど反省点もありましたが、意見交換の場は非常によいとのこと、また開いてもらいたいなどの声もあり、時期は未定ですが、再度委員会と意見交換会をするようにしたところであります。

委員会としては、出された意見を担当課に意見反映するとともに、さらに調査研究を進めていくことにしております。

次に、2月16日に分園設置後の菊池保育園の運営状況について視察を行いました。

菊池保育園は、分園設置で30名の定員増をし、分園に1歳児を30名受け入れています。定員180名に対して平成29年1月1日現在、211名の入所数となっております。現在45名の職員がいらっしゃるとのことですが、保育士の確保が課題とことが言われております。

菊池保育園の場合、保育士の家族や友達を紹介してもらうなど、助かっている面もあるけれども、不足する場合は派遣会社と契約して保育士を確保しているということです。また、近年発達障害児が多くなってきており、保育士の加配が必要となっている。それぞれの課題解決のため、月1回程度町内5つの園の園長と町とにいかにか待機児童を出さないようにするか、話し合いをしているとのことで、今後も保育園と町との協力・連携が一層必要と感じたところです。

菊池保育園視察に続き、1月末に北校舎の大規模改修工事が完了した菊池小学校を視察しました。

今回の工事で2階に渡り廊下が新設され、南北の校舎を行き来する利便性が向上、トイレの乾式化、便座の洋式化100%、中庭の芝生化や屋上に断熱シートを張るなどの高温防止対策が施されており、子供たちは新しくなった校舎で勉強に取り組んでいました。

また、授業改善では教えて考えさせる授業スタイルが定着し、学級間の学力格差がなくなってきたとの校長からの報告を受けたところであります。

委員からは、「改修によって中庭も芝生化され、学校全体が明るくなった。授業を受ける子供

の姿勢もよく、体力向上や学力向上で成果が出てきている。」また、他の委員からは、「今回、保育園と小学校を視察したが、現場を見るのが一番大事である。雰囲気もよくわかるし、熱心に取り組んでいることがよくわかった。」などの、意見が出されたところであります。

以上で、委員会報告を終わります。

○議長（山内 剛） 次に、議会広報委員会、平山賢治委員長、登壇して報告願います。

○議会広報委員長（平山 賢治） おはようございます。広報委員会より閉会中の所管事務調査について御報告申し上げます。

第1に議会だより153号の発行、延べ6回の会議を開き、2月3日に発行いたしました。

次に、会議の中で今後の広報活動の方針について協議を進めています。具体的には、紙面レイアウトの改善、常設企画の検討、インターネットの連携などです。議会ホームページ、議会フェイスブックページは編集方針に基づいて随時更新をいたしております。このほか、2月7日に佐賀県多久市議会、15日に愛媛県西予市議会より議会広報について視察を受け入れました。編集方法や課題について双方の議論を深めました。

28年度中は現在のところ12議会から視察の申し込みをいただき、うち8市町議会を受け入れとなりました。今後も視察受け入れを通じ、多くの議会の経験を学びたいと考えております。

なお、平成28年度全国町村議長会第31回広報コンクールにおきまして、大刀洗議会だより150号が総合9位で入賞を果たすことができました。年を追うごとに応募が増加し、今年度は昨年より29町村多い291町村が応募する中で、昨年度に引き続き入賞の評価を得ましたことは大変光栄なことであります。御協力いただいている全ての皆さんに感謝申し上げます。今後も、住民の皆さんとの架け橋となれるよう、双方向型の紙面づくりに取り組んで参りますので、引き続きの御協力よろしくお願い申し上げます。

広報委員会からは以上でございます。

○議長（山内 剛） これで、議長報告を終わります。

次に、町長より施政方針の報告を求めます。安丸町長。

○町長（安丸 国勝） 皆様、おはようございます。議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、ここに平成29年第8回大刀洗町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私ともに御多用中にもかかわらず、御出席を賜わり厚くお礼を申し上げます。

内閣府によると、日本経済は雇用などの改善が続く中で、アベノミクスの効果もあり、景気は緩やかに回復していくことが見込まれる、とのことでありますが、それを実感として感じられるのは、まだ先のように思われます。今後の動向に注視して参りたいと思います。

さて、今年度も残りわずかとなりました。平成28年度は総合戦略、「大刀洗よかマチ創生プロジェクト」の本格稼働の年であり、予定していた13事業については、おおむね順調な滑り出しを見せております。定住促進対策として建設した「スカイラーク菊池」には、27室、全室に76名の入居があり、うち47名が町外からの転入者となりました。また、子育て支援として、不妊治療助成の拡大や「産後ケア」の助成、子ども医療費助成の対象を拡大しました。

さらに、7月の「枝豆収穫祭」には国内外から多数の御来場があり、報道などを通じて、内外に町の魅力を発進することができました。地方創生・人口対策は、町政の最重要課題であります。足元の人口動態を見ますと、昨年4月から今年1月までの転入数は673名で、前年同時期と比べ約150名の増となっており、これまでのさまざまな取り組みの成果が出たものと大変喜ばしく思っております。今後の動向を注視しつつ、引き続き若い世代の流入促進に努めて参ります。

このほか、施設面では菊池小学校北校舎や大堰学童保育所の改修は既に完了、大刀洗小学校運動場の芝生化も6月には完了予定となるなど、予定しておりました諸事業も順調に進捗しております。また、リニューアル後の町立図書館は利用者が大幅に増えており、併設するカフェコーナーも好評で利用者も多いようであります。

次に、平成29年度の一般会計予算につきましては、総額61億9,000万円で前年度当初と比較して1億4,500万円、率にして2.4%の増となっております。予算編成にあたりましては、第4次総合計画及び大刀洗よかマチ創生プロジェクトの各事業をさらに推進していくために必要な予算を盛り込んだものとしております。

まず、歳入であります。

税収については個人町民税、固定資産税の増により、町税全体で2.3%増の14億1,400万円を見込んでいます。また、ふるさと応援基金は、今年度当初の3,000万円を大幅に増額した1億円を見込んでおります。

一方、地方交付税は、来年度の地方財政計画を考慮し、前年比3,200万円減の17億9,800万円を見込んでおります。

次に、歳出であります。

義務的経費のうち、扶助費は前年比1.6%の減、公債費は庁舎の耐震化などの大型事業の返済開始により、0.9%の増となっております。また、普通建設事業は定住促進住宅の建設、大堰小学校特別教室の改修により、約22.8%の増となっております。

それでは、平成29年度に取り組む主な事業につきまして、各課ごとに説明いたしますので、よろしく願いいたします。

まずは、総務課でございます。

財政においては、町税や地方交付税などの収入を正確に見込み、健全財政を堅持するとともに、

今年度策定した公共施設等総合管理計画に基づき、将来負担となる施設改修を見据えた財政運営を講じて参ります。また、ことしも住民協議会を開催して、住民と行政の協働によるまちづくりを進めて参ります。

次に、地域振興課でございます。

地方創生関連では、昨年12月に総合戦略審議会を開催し、「よかマチ創生プロジェクト」の進捗状況と今後の取り組みについての協議を行いました。そこで、新たに「空き家の利活用」ほか4本の事業を実施することといたしましたので、来年度は既に開始した事業とあわせ、推進して参りたいと考えております。

また、定住促進住宅については、昨年、複数の校区から建設要望をいただいたことも踏まえ、現在、大刀洗校区内での建設協議を進めており、平成29年度中の完成を目指しております。

海外事業については、シンガポールから香港へ販路の開拓先を変更し、各種団体や企業と連携することで、「大刀洗産品」のブランド化を推進して参ります。

消防・防災については、地震や風水害など自然災害に対する住民の防災意識の向上と自主防災組織強化の支援を行って参ります。役場職員で組織した本部分団も3年が経過し、校区分団とともに5分団で実践的な活動を行っております。今年は、小郡大刀洗地域で防災訓練が大刀洗で開催されますので、消防団はもとより自主防災会や各種団体など、多数の方々に参加していただき、さらに防災意識を高めて参りたいと考えております。

また、大刀洗斎場ふるさとについては、開設して4年になりますが、本年度も指定管理者である「株式会社たちあらい」から500万円以上の寄附が見込まれるなど、安定した運営がなされております。

次に、税務課でございます。

来年度は、平成30年の固定資産評価替えに向けた準備の年であります。引き続き、町税の適正課税に努めるとともに、コンビニ納付や口座振替の推進に努め、納税者の利便性と自主納付の促進を図って参ります。また、滞納者に対する徴収業務を強化し、安定税収の確保に努めます。

次に、住民課でございます。

住民サービスの向上を図るため、さらに職員研修を重ね、窓口サービスに重要な知識や接遇の向上に努めて参ります。また、マイナンバーカードの交付やそれに伴う異動手続の適正かつ円滑な事務処理に努めます。

次に、住民生活に身近なごみ処理については、燃えるごみに混入している資源ごみの分別を徹底し、有効にリサイクルしていくため、今年4月より資源ごみ袋の料金の値下げや2種類のごみ袋の統合を実施します。

また、子育て世代などの負担軽減のため、燃えるごみ袋より料金を下げた紙おむつ専用ごみ袋

を新たに設け、分別収集を開始いたします。

次に、健康福祉課でございます。

まず、介護予防事業でございますが、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けて、介護保険制度の改正が行われたことから、地域包括ケアシステム構築に向けての取り組みを進めて参ります。また、生活支援体制整備事業の推進や、認知症施策の充実、新しい総合事業への移行等に向けてさらに取り組みを推進して参ります。また、健康体操教室については介護予防教室や校区センターでの健康教室に加え、分館での体操教室をさらに充実させることで、健康寿命の延伸につながることを期待しています。

次に、障害者総合支援事業でございますが、今年は障害者福祉計画を見直し、平成32年度までの計画を策定します。また、障害者自立支援協議会を活用し、福祉サービスと地域生活支援、相談支援体制の充実を図るとともに、引き続き障害者への理解や啓発に取り組みます。

次に、国民健康保険については、平成30年度から県が国保財政運営の責任主体となることから、国保事業のあり方の協議を進めて参ります。

また、後期高齢者医療については、過度に医療費が増大しないよう、広域連合と連携して医療費適正化に取り組みます。特定検診や保健指導については、電話や訪問による受診勧奨を実施した結果、平成27年度の受診率は49.6%で県下2位の高受診率となりました。今後も継続してきめ細かな受診勧奨と保健指導を実施して参ります。

また、国保データベースシステムを活用し、効果的な保健指導を行い、循環器疾患や脳血管疾患、腎疾患などの重傷化防止に努めて参ります。今年は、早期の健康管理を目的に40歳から5歳ごとに55歳までの国民健康保険の方を対象に、人間ドックを実施して参ります。母子保健については、子育てコーディネーターを中心に、産後ケアなどを充実し、妊娠期から切れ目のない支援策を実施して参ります。

次に、産業課でございます。

昨年のTPPの大筋合意から一転し、アメリカの離脱発言により、今後の農業政策への影響が懸念されますが、本町といたしましては国の政策、制度を有効に活用し、強い農業の実現に努めて参ります。また、「農地中間管理機構」による利用権の設定や農地の集約を行い、遊休農地の解消に努めるとともに、引き続き農村基盤整備を行い、集落営農組織の法人化と土地利用型農業及び施設園芸等の経営確立を支援していきます。さらには、今年から北部地区の圃場整備が本格的に開始しますが、完了は5年後を見込んでいます。

商工関係では、引き続き地域経済の活性化に努めるとともに、住民の消費生活に関する被害防止のための消費者教育や啓発活動、相談体制の強化を図って参ります。

次に、建設課でございます。

町道の維持管理については、区長要望や道路パトロールにより修理が必要な道路や側溝の修理を行います。また、道路改良については、前年度からの継続路線5路線、新規路線1路線の道路改良を予定しており、国庫補助事業としては引き続き社会資本総合事業として舗装・補修工事、橋梁補修工事を実施する予定であります。

次に、子ども課でございます。

学校教育係では、子ども達に自立して社会を生き抜くことができる「確かな学力」、「豊かな心」、「すこやかな体」の調和のとれた教育、すなわち「生きる力」を育む教育の推進に努めて参ります。

1つ目は、4小学校にコミュニティ・スクールを導入し、家庭や地域との連携、協働体制の構築を図ります。

2つ目は、学んだ知識や技術を確実に定着させる学習課程の工夫や家庭学習の進め方の指導、個に応じた指導など、確かな学力を育むための「教えて考えさせる授業」の推進に努めます。

3つ目は、教育環境の整備として大堰小学校特別教室などの改修工事や、平成30年度に予定している大刀洗小学校北校舎等大規模改修工事の実施設計を予定しています。

4つ目は、特別支援教育の充実を図るために、就学前の幼児を対象に「ことばの教室」の開催や小中学校に特別支援教育の支援員を配置するほか、巡回相談、保育園、小学校、中学校の連携強化、通級指導教室の充実に取り組んで参ります。

次に、子育て支援係では安心して子供を産み育てることができる環境づくりを基本に事業を進めて参ります。

1つ目は、新しく病後児保育センターを建設し、既存の病後児保育センターを本郷保育園に保育室として貸し出すことで、待機児童の解消に取り組みます。

2つ目は、本郷学童保育所の入所児童数が増加したため、本郷小学校敷地内に学童保育所を増設いたします。

3つ目は、子ども達が安全で安心して遊べるように、行政区が管理する遊具修繕費の一部補助を行います。「大刀洗町は子育てしやすい町」「大刀洗町で子育てできてよかった」と思っただけのよう、「チルドレン・ファースト」を合言葉に子育て支援、教育支援の充実を進めて参ります。

次に、生涯学習課でございます。

生涯学習係では、町民が生涯にわたり人間性豊かな生活を送れるように生涯学習施設の充実と、人材育成とその活用を図って「生涯学習のまちづくり」を進めて参ります。人権教育については、町民一人ひとりが人権を尊重し合える社会の実現に向けて、人権学習や平和学習の開催と啓発に取り組んで参ります。また、アンビシャス広場やチャレンジ教室、通学合宿など青少年育成の支

援などを行い、社会教育においては、町民が自己の能力を高めるための各種講座や学級の充実を図ります。

昨年、リニューアルオープンした町立図書館は利用者も多く、生涯の学びの場や町の情報発信の拠点となるよう、さらに施設運営の充実を図って参ります。文化財では、国重要文化財の今村天主堂について、今後の保存管理計画策定に向けて関係機関と協議を行い、町が誇る文化財として後世に伝えられるよう努めて参ります。

さて、今議会に提案しております平成28年度一般会計補正予算については、諸事業の確定による不用額の減額補正と国保会計への繰出金2,000万円、ふるさと応援寄付の追加補正2,000万円などを計上いたしております。そのほかにも、本議会で審議していただきます主な議案は、人事案件が5件、条例関係が6件、町道路線認定が1件、平成28年度一般会計補正予算(案)などの補正予算議案5件、平成29年度一般会計予算(案)などの予算議案5件であります。

議員各位におかれましては、慎重に御審議いただき、最後には御承諾賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしく願いいたします。

○議長(山内 剛) 町長の挨拶が終わりました。これで諸報告を終わります。

日程第4. 同意第1号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について

○議長(山内 剛) 日程第4、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長(大浦 克司) おはようございます。総務課の大浦です。よろしく願いいたします。

それでは、同意第1号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由及び内容の説明を行います。

固定資産評価審査委員は、当町におきましては4人いらっしゃいますが、その中のお一人が、今年3月31日で任期が満了いたしますので新たに選任する必要が生じました。そこで、地方税法の規定に基づき議会の同意をお願いするものでございます。同意を求める方につきましては、記載の方でございます。

住所は、三井郡大刀洗町大字菅野533番地1。氏名は、平田美穂さんでございます。

裏面をお願いいたします。ここにこの方の履歴を記載しておりますが、その他のところに平成23年4月から現委員に就任していただいております。同意いただければ平成29年4月1日から3年間の任期となります。

以上でございます。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[なし]

○議長（山内 剛） 質疑なしと認めます。

日程第5. 同意第2号 教育委員会委員の任命について

○議長（山内 剛） 日程第5、同意第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） 同意第2号教育委員会委員の任命について、提案理由及び内容の説明をいたします。

教育委員につきましては、当町に4人いらっしゃいますが、その中のお一人が3月31日で任期満了となります。そこで、新たに後任の方を選任する必要が生じたので、規程により議会の同意を求めるものでございます。

同意を求める方は、記載の方でございます。住所が三井郡大刀洗町大字本郷2392番地1。氏名が、松本哲雄さんでございます。

裏面をお願いいたします。こちらのほうに履歴を記載しておりますが、現在は南本郷の区長をされておられます。同意いただければ、任期は平成29年4月1日から4年間でございます。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから、質疑を行います。質疑ありますか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第6. 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第7. 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第8. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（山内 剛） 日程第6、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてから、日程第8、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦についてまでの3件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 御異議なしと認めます。それでは、日程第6、諮問第1号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、諮問第1号から第3号まで人権擁護委員候補者の推薦についてですので、あわせて提案及び内容の説明をさせていただきます。

現在、6名いらっしゃる人権擁護委員のうち3名の方が、ことし6月30日で任期満了となります。そこで、新たに後任の方を推薦する必要があるため、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

氏名は、中村史郎さんでございます。住所は、三井郡大刀洗町大字栄田2597番地でございます。

裏面をお願いいたします。履歴のほうを記載しておりますが、こちらは昨年11月まで民生児童委員をなされておりました。

次に、諮問第2号でございます。人権擁護委員候補者の推薦について。氏名は、山内博文さんです。住所は、三井郡大刀洗町大字下高橋2番地2でございます。

裏面のほうをお願いいたします。履歴のほうでございますが、こちら山内さんにつきましては、平成23年4月から現在の人権擁護委員をなされておる方でございます。

次に、諮問第3号人権擁護委員候補者の推薦について。氏名は、中島要一さんでございます。住所は、三井郡大刀洗町大字山隈2029番地1でございます。

裏面のほうをお願いいたします。こちらの履歴でございますが、中島さんにつきましても26年4月から人権擁護委員をなされておられます。

以上、3人の方について提案いたしました。今後は法務大臣からの委嘱を受け、任期としましては平成29年7月1日から3年間ということになります。よろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） 本件については、議会の意見を求めるという規定になっております。質疑、討論を省略いたします。

日程第9 議案第1号 大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第9、議案第1号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第1号大刀洗町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を説明させていただきます。

働きながら、育児や介護がしやすい環境を整備するということで、育児休業・介護休業等、育児または家族介護を行う労働者に関する法律、及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部が改正されたため、これに準じて条例の一部を改正するものでございます。

改正された点につきましては、育児休業となる対象の子の範囲に特別養子縁組の看護期間中の

子と将来養子縁組を前提とした里親に委託されている子を加えて範囲が拡大されました。また、非常勤職員の休業要件も緩和されております。条例の改正につきましては、法律のほうで条例で定めると規定されているものについて改正しているところでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案の3ページのほうをお開きください。

左のほうの新しいほうでございますが、上のほうの第2条育児休業をすることができない職員というところでございます。その中の第1項3号（イ）下線部分に、非常勤職員の養育、そこが1歳6カ月以降も任用される見込みで任期満了が明らかでない場合も育児休業をとれるということになりました、を規定しております。

次に、4ページをお願いいたします。

新しいほうでございますが、第2条の2が新たに規定するもので、こちらのほうには親の事情等で養育できないお子さんを児童相談所等からの養育里親として委託して、一時的に養育している子ども対象とするというものを規定しております。

次に、5ページをお願いいたします。下のページですが、その中ほどであります第3条につきましては、育児休業が終了したけども、特別な事情があれば再度承認ができるということ、細かく規定したものでございます。

まずは、（1）1号でございますが、育児休業の該当となった子が死亡等になった場合に、その子の前の子供が再度承認されるというものでございます。

それから、7ページのほうをお願いいたします。

中ほどにある第16条、部分休業の承認でございます。こちらにつきましては、1日につき2時間の育児期間を承認することができるということを規定しております。次に、下の第3項につきましては、こちらのほうは非正規職員についての部分休業の時間についての規定をしているところでございます。

それでは、2ページのほうをお願いいたします。

一番下でございますが、この条例は施行期日は平成29年4月1日からというふうにしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第10. 議案第2号 大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

○議長（山内 剛） 日程第10、議案第2号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第2号大刀洗町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

こちら、先ほどの議案第1号と同じく、働きながら育児や介護がしやすい環境を整備するために、育児休業、介護休業等育児または家族介護等を行う労働者に関する法律の一部が改正されたために、条例の一部を改正するものでございます。

改正された点につきましては、第1号議案と同じく育児休業の対象となる子の範囲に特別養子縁組の監護期間中の子と、将来養子縁組を前提とした里親に委託されている子を加えて、範囲が拡大されました。また、介護休暇の分割、介護時間について新設されたところでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、議案の4ページをお開きください。

左のほうの新しいほうですが、第8条の2、早出遅出勤務のところの対象となる子について、先ほど説明いたしました拡大された子を追加しております。

次に、下の5ページでございますが、8条の3、深夜勤務、時間外勤務の制限につきましても、先ほどと同様でございます。

次に、6ページをお願いいたします。

その中の下のほう、新で下のほうでございますが、第15条介護休暇ですが、これまで介護休暇は連続する6月の期間とされておりましたが、継続する状態ごとに3回まで分割して、通算して6月を超えない範囲で認めることができるというものを規定しております。

次に、7ページの15の2、介護時間について新設しています。連続する3年の期間のうち、1日のうち2時間を超えない範囲で認めることができるというものを規定しております。

最後に、2ページをお願いいたします。

下のほうでございます。附則、施行期日は平成29年4月1日でございます。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第11. 議案第3号 大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第11、議案第3号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第3号大刀洗町職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

人事院規則が一部改正されたことに伴いまして、これに準じて条例を一部改正するものでございます。

まず、この制度でございますが、外国で勤務する配偶者と同じ外国で生活をともにするための休業制度でございます。3年間を超えない範囲で承認することができ、原則1回の延長が認められている制度でございます。

今回の改正におきましては、1回の延長期間が満了する以降も、再度外国での勤務が引き続くことになった場合に、特別な事情があり、公務に支障がないと判断したときは、再度休業期間の延長ができる規定が設けられたものでございます。ただし、再度延長しても休業の最長期間の3年間は従来どおりでございます。そのほかの要件については特段変わってはおりません。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので、2ページをお開きください。

左のほうの第1条の下線の部分に地方公務員法第26条の6に、第3項を加えております。この第3項が、今回の再度の延長を認めるための条例を規定しているものでございます。

次に、下のほうの第6条の2、配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別な事情を追加しております。先ほどの繰り返しになりますが、1回目の延長期間の満了する日以後も引き続き外国での勤務が続くことになり、前の延長申請のときには引き続きことが確定していなかったなど、特別な事情があると認める場合を追加いたしております。それ以外の条文につきましては、文字の追加あるいは修正等でございます。

次に、1ページをお開きください。

一番下でございます。附則で、こちらの施行日は公布の日からとしております。

御審議をよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第12. 議案第4号 大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第12、議案第4号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。高良税務課長。

○税務課長（高良 朝子） 税務課の高良でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第4号大刀洗町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容について御説明申し上げます。

お手元に配付の議案書、提案理由にありますように、このたびの改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、社会保障の安定財源の確保を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律等の公布に伴い、大刀洗町税条例を改正する必要性がありましたので、所要の改正を行うものとなっております。

今回の改正の主な点でございますが、1点目が住宅ローン減税の延長、2点目が法人税割の税率の引き下げ、3点目が軽自動車税におけるグリーン化特例の延長と環境性能割の創設でございます。

それでは、改正につきまして議案書の新旧対象表により主な内容を説明させていただきます。

新旧対照表、9ページをお開きください。

附則第7条の3の2でございます。こちら個人住民税における住宅ローン減税について、9ページ下から4行目にありますように、適用期限を平成33年まで延長するものでございます。公布の日からの施行となっております。

次に、10ページの附則第16条でございます。こちらにつきましては、第1項が重課、第2項から第4項までがグリーン化特例、いわゆる軽課の規定となっております。現行のグリーン化特例の適用期限を1年延長し、平成29年度も実施するものとなっております。内容といたしましては、第2項が75%軽減について、第3項が50%軽減、そして第4項が25%軽減についての税額の読みかえ規程の文言の整理となっております。施行日は、平成29年4月1日でございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

こちら下から4行目になります。第34条の4、法人税割の税率でございます。こちらは、消費税引き上げ時にあわせて市町村の税率を引き下げられることに伴い、法人税割の税率について変更するもので、現行の100分の9.7を100分の8.4とするものでございます。施行日は、消費税引き上げ時の平成31年10月1日となっております。

続きまして、同じページでございます。

第80条から対照表では最後29ページ、附則の改正までとなりますが、こちらにつきましては軽自動車税に環境性能割が創設されたことによる条文の整備となっており、いずれも施行日を消費税引き上げの平成31年10月1日とするものとなっております。

最初、14ページ、第80条でございます。

これは、軽自動車税の納税義務者について、3輪以上の軽自動車の取得者には環境性能割を課

税し、現行の2輪車を含む軽自動車全般には、これまで同様所有者に対し、名称変更となります種別割を課税するものとなっております。

次、ページ15ページ、第81条から17ページ81条の8までにつきましては、環境性能割の課税標準や税率等の各種規定となっております。

次に、新旧対照表18ページ、第82条から23ページの第91条につきましては、現行の軽自動車税が種別割に名称変更されたための条文の整備となっております。

同じく新旧対照表23ページになります附則の第15条の2から26ページまでにつきましては、新たにできる環境性能割制度の特例措置で、賦課徴収事務については当分の間、県が町に変わって行うことや税率についての特例を規定しているものとなっております。

最後になりますが、新旧対照表27、28ページでございます。

こちらは、平成26年の改正条例の附則第6条、あわせて新旧対照表29ページ、こちらが平成27年改正条例の附則第5条につきましては、今回の改正に伴います条文の整備となっております。

以上で、提案理由及び内容について説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ございませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩をさせていただきます。再開は、10時15分に再開させていただきます。

休憩 午前10時05分

.....

再開 午前10時15分

○議長（山内 剛） それでは、再開させていただきます。

.....

日程第13. 議案第5号 大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第13、議案第5号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第5号大刀洗町分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容の説明をいたします。

平成29年度に暗渠排水事業を実施するにあたりまして、事業費のうちから、国県の交付金を差し引いた事業費につきまして、受給者からの負担金を徴収する必要が生じたので、条例の

一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表で説明いたしますので4ページをお開きください。

左のほうの新しいほうは改正後の表でございます。その下の、一番下です。

左のほうから、事業名は暗渠排水整備事業、受益者は事業の受益者全員、分担率、または額は、当該事業費から国県等の交付金を差し引いた残りの金額のうち、町長が定める額としております。

同じくそのページ、4ページの右のほうの9にあります、様式第1号、納入通知書兼領収書、納付書収納済み通知書につきましては、次のページをお開きください。

これがその様式でございますが、これにつきましては、財務規則のほうで規定しておりますので、今回、この様式につきましては削除いたします。

それでは、2ページをお開きください。

一番下でございますが、附則で、この条例の施行日は公布の日からでございます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 先日の説明によりますと、この暗渠排水は27年、28年は10アール当たりが受益者負担1万円でやってたのが、29年度はこの条例がとおったら10アール当たり2万5,000円になるというお話でした。

暗渠排水に関しては、農業者とても希望してあるところでありまして、ここが1年の違いで、受益者負担がこんなに変わってくるっていうことに、不公平感っていうか、不満っていうのは、ないのでしょうか。

それから、もう1つお尋ねしたいのは、この暗渠排水事業をするということで、最初の公募っていいですか、をどういうふうにされたんでしょうか。

全町的に暗渠排水する人たちの希望をとられたのか、町がこの地域から始めるっていうことで始めたのか、そこら辺をちょっとお知らせください。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） ただいまの花等議員の質問に答えたいと思います。

まず、最初の質問ですけれども、27、28年度は1万円、これは分担金じゃなくて、寄付金として実施設計料として1万円とっておりました。

それで、29年度はこのまままいきますと、約5万円の自己負担のうち、補助金が減ったために2万5,000円に、半分補助しようということで今考えておるわけでございますけれども、この事業につきましては、もう当初に自己負担については補助金がきまして、その残りの部分は、自己負担ですよということは、農家の方には伝えております。

それで、当然、1万円、今まで払ってあったんですけど、当然2万5,000円になれば、当

然1万5,000円、10アール当たりふえるわけでございますけれども、ちょうど財政的な問題もありまして、2万5,000円ということしておりますけれども、まだ実施されていらっしゃらない方に、個別ではございますけれどもお話を聞いたところ、当然2万5,000円を払ってでもしたいという方がほとんどでございました。

それと、この希望はどのようにしてとったかということにつきましては、平成26年度に全農家に対しまして、この暗渠排水事業をするかどうかの希望を、意向調査をしました。その中で出た分が約130ヘクタールでございます。それを一応、当初では3年間で実施するつもりでございましたけれども、27年度につきまして約40ヘクタール希望していたんですけど、10ヘクタール分がつかないと、国の補助がですね。

それでちょっと、約1年ぐらい伸びる、3年ですところが4年ぐらいになる予定でございます。

それともう1つ、この順番についてでございますけれども、一応、暗渠排水事業につきましては、国の基準で耐用年数がありまして、23年、耐用年数23年以上たっていないとできないということになっております。

それで、今、栄田のほうから始めてるんですけど、基盤整備が早く終わった順番からということで実施している次第でございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにございませんか。7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 7番、長野です。

27年、28年は農家寄付という形で、寄付でされておりますけれども、本来もうこの時点で分担金という形できちんとした形で徴収っちゃうか、負担してもらうようにすべきじゃなかったんですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） はい、長野議員の質問にお答えしたいと思います。

最初、当然、15万くるということはわかっておりましたし、工事費は大体試算でそのくらい、十五、六万だろうということで、一応、この1万円、当初とったというのは、もしもその15万円を超した場合、その1万円から負担してもらおうというような、ちょっと意味合いで、実施設計料としてとったわけでございます。

それで、当然、そのときに分担金条例でやってもよかったんですけど、ほとんどとんとんじゃないかなというようなことで、一応、分担金までつくらなくて、寄付金という形でもらったという経過でございます。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） そういうことであれば、今回も別に分担金条例じゃなくて、寄付という形でもできるじゃないですか。受益者負担がどれだけであることができると規定すれば、別に寄付の扱いでも別に問題がないということじゃないですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 長野議員がおっしゃるとおり、寄付でもよろしいかとは思いますが、今から、当然国庫補助はもう減ってくるのが予想されるようなことで、給付になるとどれだけその給付を国庫補助金がまだ確定しないのに、その補助金だけ、寄付金だけ、このぐらいとところというの、難しいところでございます関係上、当然、今からは補助率は減って、当然、その受益者の出し分が発生するのは、多くなるのは間違いないというところでございますので、ここにつきましてはきちんと分担金条例をつくりまして、その差額、要するにかかった分から、国県等の交付金を引いた残りの分で、そのときの当然財政状態も、町の財政状況もありますので、それで決めていくというようにここはきちんと整理したところでございます。

以上です。

○議長（山内 剛） 7番、長野議員。

○議員（7番 長野 正明） 金額が少ないうちは寄付でもいいけども、多くなって、負担が多くなれば分担金条例という形を取るべきというふうに理解をしましたが、本来、寄付という形は、受益者はあくまでもやはり分担金、負担金という形で受益者には求めるべきで、本来、暗渠事業の初年度から分担金という形で、きちんとした規定を設けられとったほうがよかつたんじゃないかと思っておりますけど、それについてはいかがですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） その点については、確かに分担金で最初からしとくべきであったらうとは、私も思うところでございますけれども、その当時の、当時は当時でそのときの課長等が考えてこの寄付金で行こうということで最善ということで考えられたと思っておりますので、私のほうからしておけばよかつたということは言えないので、私としてはそのときは寄付金で問題なく、このまま15万くるということで寄付金でいこうということで考えてしてあると思っておりますので、よかつたということは私はちょっと、何とも言えないところでございます。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 済みません、税務課長に質問なんですが、例えば寄付だったら、税金的な控除は難しいけど、分担金だったら経費で落ちるとか、そういう農家にとってのメリットは、寄付金、分担金の違いで生じるのでしょうか。

そしたら分担金のほうが農家にとってはいいような気がするんですが、その点いかがですか。

○議長（山内 剛） 高良税務課長。

○税務課長（高良 朝子） 寄付金が得か、分担金が得かということでございますが、分担金となれば、当然、農家の収支の中で経費として落とせるものと考えております。

また、寄付につきましては、寄付に該当するかどうかというところが法的に定められておりますので、今回の件につきましては、寄付控除の対象となるかどうかというところが、ちょっと今資料がございませんので、何ともお答えしがたいんですけども、寄付となった場合は、所得の中から一定の額を控除した分を所得控除という形で税額計算の中に参入するっていう形になるかと考えております。

○議長（山内 剛） 4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 農家の方にとっては年度が違っただけで負担が変わるといのはなかなか納得しがたいと思いますので、その、例えば経費で落ちますよとか、給付よりも分担金のほうが扱いがしやすいですよとか、そういうことも踏まえてメリット、デメリットをしっかりと説明されないとちょっと納得いかないような気がするんですが、何か、先ほどの説明だったら半分町が補助しているので、農家の方はそれでもやってもらいたいというようなお答えでしたけど、私だったら納得できないと思うんですが、皆さん問題なく納得されるというふうに見込んでおられるんですか。

○議長（山内 剛） 森産業課長。

○産業課長（森 利一郎） 林議員の質問にお答えしたいと思います。

当然、私が聞いたのは、何人かですので、当然、全ての方に聞いているわけではございません。ですので、まだ未実施の方、申し込んであってこれから29年度以降される方については、再度、全員に対して意向調査を再度とることにしております。

以上です。

○議長（山内 剛） よろしいですか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第14. 議案第6号 大刀洗都市計画特別用途地区条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山内 剛） 日程第14、議案第6号大刀洗都市計画特別用途地区条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。

議案第6号の大刀洗都市計画特別用途地区条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由及び内容を御説明いたします。

今回の条例改正の背景は、福岡県が県全域の都市計画区域を見直しまして、統合したことにより、大刀洗都市計画と北野都市計画とが統合されまして、北野大刀洗都市計画と名称が変更されました。

都市計画区域の名称の変更によりまして、大刀洗町都市計画審議会を開催した結果、審議会の承認が得られまして名称変更の決定がなされましたので、条例の改正を提案するものでございます。

議案書を2枚おめくりください。

新旧対照表でございます。

こちら、条例の題名部になりまして、大刀洗都市計画が北野大刀洗都市計画に改められるものでございます。

1枚お戻りください。

条例の施行につきましては、平成29年4月1日からの施行となっております。

以上でございます。御審議のほどお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 大刀洗町が都市計画を変更する場合のそのときに、北野は久留米市ですので、久留米市の議決も得なくちゃいけないようになるのでしょうか。それはもう関係ない事なのでしょうか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 質問にお答えいたします。

今回の条例の一部改正につきましては、大刀洗町が定めております条例の改正になりますので、大刀洗町の議会の議決のみでよろしいものとなっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） 11番、花等議員。

○議員（11番 花等 順子） 今回の制定じゃなくて、都市計画を変更する場合、大刀洗町の都市計画を見直しをする場合、そのときには久留米市の了解といいますか、そこら辺のところはどうなるのでしょうかという質問です。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） お答えいたします。

今回の条例の改正は、県が見直しをかけました区域の統合による条例改正のみとなっております。大刀洗町におきます都市計画につきましては、現行どおり、大刀洗町都市計画審議会の中

での決定となります。

久留米市北野町の分につきましては、久留米市の審議会の決定とそれぞれで決定がなされていくこととなります。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第15. 議案第7号 町道路線の認定について

○議長（山内 剛） 日程第15、議案第7号町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 議案第7号の町道路線の認定につきまして、提案理由及び内容の御説明をいたします。

議案書の2枚目をごらんください。

表に記載しております3路線が、町道路線の認定路線になってございます。

番号348号は、路線名下高橋21号線でございます。起点が下高橋字角ノ前5番2地先から5番12地先までになりまして、延長が110メートル、幅員6メートルの路線でございます。

番号349号は、路線名下高橋22号線でございます。起終点が下高橋5番8地先から5番21地先までになりまして、延長17メートル、幅員6メートルの路線になります。

番号350号、路線名下高橋23号線につきましては、起終点、起点が下高橋5番11地先から5番23地先までになりまして、延長18メートルの、幅員6メートルの路線になります。

次のページをごらんください。

こちら位置図になってございまして、場所が下高橋の図面ではスーパーダイエーとありますが、今、現、ゆめマートの北側に位置しまして、住宅分譲に開発された場所になってございます。

図面にあります緑色の線が、今回提案する町道の路線となっております。下高橋21号線が鍵の手の形をしております。

下高橋22号線、23号線が直線の計上になったものでございます。

次のページをお開きください。

こちらの緑色で書いております路線が、下高橋21号線になります。

水色で書いております路線が、下高橋22号線になります。

オレンジ色で書いております路線が、下高橋23号線になります。

下高橋地区の開発区域につきましては、1月20日に完了検査を実施しておりまして、道路に

つきまして町道の基準に適しておりました。

以上の経緯で3路線につきまして、町道路線の認定の提案をさせていただきます。

御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第16. 議案第8号 平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）について

○議長（山内 剛） 日程第16、議案第8号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）につきまして、表紙のほうをお開きください。

議案第8号平成28年度大刀洗町一般会計補正予算（第4号）につきまして、内容の説明を行います。

第1条に歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1億696万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億6,734万8,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出の主だったものから説明いたしますので、15ページをお開きください。

こちらが歳出でございます。

歳出のうち、事業実績等によります執行残の減額補正等につきましては、もう省略させていただきます。

その中で、また主だったものについての説明をさせていただきます。

その下の16ページでございます。

中ほどにあります、2款1項8目電算事務費として、補正額102万円でございます。

こちらのほうの内容といたしましては、電算関係の専用帳票台と、あと印刷プリンターのトナーの購入費としてそれぞれ上げております。

次に、その下の10目の自治振興費でございます。

補正額が1,044万1,000円でございます。

こちらにつきましては、ふるさと応援寄附金の関係でございます、12月にも補正をさせていただきましたが、その後にも寄附金が多く、それに伴いますお礼品等の事務費のほうをふやしております。

まず、ふるさと応援寄附金のお礼状の送付料として4万1,000円、それからふるさと応援

寄附金の事業の委託料として1,040万円を増額しております。

飛びまして、18ページをお願いいたします。中ほどでございます。

3款1項2目障害児者自立支援費でございます。

460万円の補正でございます。

説明につきましては、次のページ19ページをお願いいたします。

扶助費として、536万6,000円でございますが、こちらは障害者のホームヘルプサービスの利用料が増えた関係で、障害者居宅生活支援費として200万円、それから障害者の特定の手術等の医療費として、自立支援医療費に277万3,000円増額しております。

同じく、このページの一番下でございます。

12目国民健康保険費で、補正額が2,062万9,000円でございます。

内容といたしましては、繰出金として、2,062万9,000円を計上しておりますが、主だったものにつきましては、負担金が確定いたしました上から2番目の国保会計繰出金、保険基盤の安定負担保険者支援として490万8,000円、これは確定によるものでございます。

その説明の中の、下から2段目につきましては、国県の負担金の減額分に対する経費でございまして、福祉医療波及分といたしまして200万円、その次が国保会計の財源不足を補うための法定外の繰り出しとして国保会計安定化支援金として2,000万円を計上しております。

次に、下のページ、20ページでございます。中ほどでございます。

3款2項の3目乳幼児医療費でございます。

補正額623万円、内容といたしましては扶助費の623万円でございますが、昨年10月に乳幼児医療の対象となる児童の拡大を行いました。

その不足分としての増額でございます。

それでは、飛びまして、23ページをお願いしたいと思います。

上からでございますが、5款1項18目力強い水田農業確立事業費として、補正額101万3,000円、内訳でございますが、その中の説明の下の段でございます。

力強い水田農業確立事業費補助金（農地集積交付金）となっておりますが、これにつきましては、鶴木、高樋の営農組合が法人化になった関係でそちらへの補助金として176万3,000円を増額しております。

次に、その下の19目農地中間管理事業費でございます。

補正額149万9,000円、内訳といたしまして、負担金の149万9,000円でございますが、農地集積交付金（国庫）としております。

いわゆる離農された農家が中間管理機構を通じまして10年以上の農地を貸しつけた方が3人いらっしゃいます。

その方への交付金をここに計上しております。

次に、その下のページ、24ページでございます。

上から7款2項1目道路維持費でございます。

補正額450万円、内訳としましては、工事請負費450万円、町道補修の工事費でございます。緊急性のある道路につきましての工事費を計上させていただいております。

次に中ほどの7款3項の2目公共下水道費で772万9,000円の減額でございますが、右のほうの内訳をいきますと、積立金として701万9,000円を下水道施設整備基金の積み立てのほうに回しております。

その下の、一番下のほうでございます。

7款5項1目住宅管理費として、補正額が61万7,000円でございますが、その内訳といたしまして、25節積立金283万7,000円を計上しております。

地域優良賃貸住宅基金の積立金でございます。

こちらは、スカイラーク菊池の将来の修繕とか、改良、管理等に充てる財源として基金積み立てをしているところでございます。

当初、9割の入居ということでの見積もりを立てておりましたが、全室入居されてありますので、増額をさせていただいてるところでございます。

それでは、最後の28ページをお願いいたします。

10款1項1目農業災害復旧費として70万円でございます。

内訳といたしましては、工事請負費ということで山隈地区の農林災害の復旧工事費として70万計上しております。

それでは、次に、歳入の説明を行います。

9ページにお戻りください。

上からでございます。

目のほうでいきますと、1の利子割交付金、次の地方消費税交付金、そしてその下の自動車取得税交付金、この交付金につきましては、28年度の額が確定いたしましたので、それに伴った補正でございます。

それから下の分担金から、使用料、そして国庫支出金、10ページの国庫支出金、それから12ページの兼支出金、国庫支出金財産収入につきましては、事業実績等に基づくものでございまして、13ページの下16款1項1目一般寄附金として2,000万円をここに計上させていただいております。

内容は、ふるさと応援寄附金としての2,000万円でございます。12月までの見込みとして、12月補正で7,000万円させていただきましたが、その後も寄附金が続いたものですか

ら、今回新たに2,000万円を増額したところでございます。

それでは恐れ入ります5ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。こちらが平成29年度、来年度へ繰り越しの事業等を記載しております。

一番上が社会保障税番号制度対応例規整備支援委託事業としての108万円、そのほかに下に6個の事業を上げております。総額、1億4,444万6,000円、これを29年度への繰り越しとしております。

次に、その下です。第3表、債務負担行為補正でございます。

新たに整備計画を立てております上高橋地区の定住促進住宅整備事業の中での建築費等の整備費用につきまして、平成28年から59年度までの30年間の債務負担行為と6億5,000万円の補正をお願いするところでございます。

次に、その下の6ページ、第4表、地方債の補正でございます。

こちらは変更でございます。ここにあります3事業のうちの事業費が確定いたしまして、起債の限度額を変更するものでございます。

当初、3,300万でございましたのが、補正後は2,110万円ということになります。

以上で、説明を終わらせていただきます。御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第17. 議案第9号 平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号） について

○議長（山内 剛） 日程第17、議案第9号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） 健康福祉課の川原でございます。私のほうから説明をさせていただきます。

大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算書を見ていただきたいと思います。

まず、表紙を開いていただきまして、それでは、議案第9号平成28年度大刀洗町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,226万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億6,518万9,000円とするもので

ございます。

それでは、7ページの歳出のほうから御説明申し上げます。

7ページのまず歳出でございますが、主なものを説明をさせていただきます。

真ん中あたりの2款1項1目一般被保険者療養給付費でございますが、実績の見込みにより不足分7,000万円の補正を計上させていただいております。

2目退職者被保険者療養給付費につきましても、実績により4,000万円の減額補正を計上させていただいております。

次に、2款2項1目一般被保険者高額療養費につきましても、900万円の補正を、次の2目退職者被保険者高額療養費につきましても、850万円の減額補正を計上させていただいております。

次に8ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金につきましては、当初、18件の見込みで予算計上しておりましたが、不足の見込みですので、126万円増額で計上させていただいております。

次に、2款5項1目葬祭費につきましても不足の見込みで、9万円の補正を計上をさせていただいております。

次に、8款1項1目特定健康診査等事業費につきましては、実績により不足分60万円を計上をさせていただいております。

歳出は以上です。

続きまして、前の5ページのほうをお願いいたします。

5ページのほうの歳入ですが、4款1項1目療養給付費等負担金につきましては、歳出増にあわせて2,528万円増で計上させていただいております。

5款1項1目療養給付費交付金につきましては、国の算定にあわせて、今回3,608万7,000円減額で計上しております。

7款2項1目定率交付金につきましては、療養給付費負担金として、711万円の増で計上させていただきます。

9款1項1目の一般会計繰入金です。

1節の保険基盤安定繰入金につきましては、歳出増にあわせて国の2分の1、県が4分の1、保険基盤安定繰入金として297万9,000円の増として計上しております。

次に、2節の職員給与等繰入金につきましては、19万の減、3節助産費等繰入金につきましては、84万円の増を計上しております。

4節財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政安定化支援事業繰入金として500万円の減額としております。

それから、その他の一般会計繰入金につきましては、福祉医療波及分として、これはこども医療等の分ですけれども、200万円を計上、それからもう1つが国保財政支援金として2,000万円、これは今年度、また医療費等がかなり伸びております。国保会計の不足分について、2,000万円、一般会計からの繰入金として計上させていただいておるところです。

次の6ページをお願いいたします。

10款1項1目一般被保険者繰越金として、これは歳出増にあわせて繰越金を1,532万8,000円増で計上をさせていただいております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

**日程第18. 議案第10号 平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算
(第3号) について**

○議長（山内 剛） 日程第18、議案第10号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。川原健康福祉課長。

○健康福祉課長（川原 久明） それでは、後期高齢者医療保険特別会計の補正予算について説明をさせていただきます。

予算書の表紙を開いていただきたいと思います。

議案第10号平成28年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正予算につきましては、第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ994万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,793万1,000円とするものでございます。

6ページの歳出のほうから御説明申し上げます。

歳出でございますが、主なところを御説明いたします。

下の段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、今年度の額が確定いたしましたので、それにあわせて993万1,000円を補正をいたしまして、1億7,964万2,000円とするものでございます。

続きまして、歳入の5ページでございます。

歳入は1款1項2目普通徴収保険料、こちらは実績に基づきまして820万2,000円補正

で、内訳としまして現年度分が691万1,000円、滞納繰り越し分が129万1,000円を補正するものでございます。

4款1項1目繰越金につきましては、172万9,000円を補正いたしまして、182万9,000円とするものでございます。

以上で、説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第19. 議案第11号 平成28年度大刀洗町土地取得特別会計補正予算（第1号）に
ついて

○議長（山内 剛） 日程第19、議案第11号平成28年度大刀洗町土地取得特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及び内容の説明を求めます。重松地域振興課長。

○地域振興課長（重松 俊一） 地域振興課、重松と申します。よろしく願いいたします。

それでは、予算書の1ページをごらんください。

議案第11号平成28年度大刀洗町土地取得特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

まず、下の第1表、繰越明許費をごらんください。

まず1款土地購入事業費、項1項土地購入事業費の中の土地購入費、事業名、定住促進住宅用地取得事業、繰越金額6,505万6,000円、内容につきましては、当初予算で7,441万3,000円を計上しておりました平成28年度中に、測量費及び土地開発基金としまして、計935万7,000円を支出しました差引残額として、6,505万6,000円を翌年度に繰り越すものでございます。

以上で説明を終わります。御審議よろしく願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。

[なし]

○議長（山内 剛） 1日目は質疑なしと認めます。

日程第20. 議案第12号 平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山内 剛） 日程第20、議案第12号平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正

予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由及び内容の説明を求めます。野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 建設課の野口でございます。よろしくお願いいたします。

平成28年度大刀洗町下水道事業特別会計補正予算（第3号）の説明をいたします。

議案書の次のページをごらんください。

歳入歳出の補正としまして、第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,141万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億1,055万3,000円とするものでございます。

議案書の6ページをごらんください。

歳出につきまして、主なものの説明をいたします。

まず1款1項1目農業集落排水の一般管理費の13節委託料としまして、計57万の減額となっております。内容は、計画停電が今年度なかったための減額となっております。

続きまして、2款公共下水道費の1項1目の、13節、14節につきましても計画停電がございませんでしたので減額補正となっております。

19節の負担金につきましては、筑後川中流右岸流域終末処理場の維持管理負担金の確定により147万3,000円の増額補正となっております。

続きまして、2目公共下水道整備費の15節工事請負費でございますが、2,500万円の減額でございます。内容としましては、本管工事費高樋西部2期工事が、当初4,000万円を計画をしておりましたところ、詳細計画によりまして2,400万円の減額となっております。

合併浄化槽につきましては、今年度設置がなかったための減となっております。

主なものは以上でございます。

続きまして、議案書の5ページ、歳入のほうの説明をさせていただきます。

1款分担金2項1目の下水道事業分担金としまして、2節490万円、歳入増で計上しております。内訳としましては記載のとおり一般家庭、事業所等、区域外流入一般家庭の増となっております。

続きまして、3款国庫支出金の1項1目、1節の下水道事業の国庫補助金でございますが、先ほど御説明しました高樋西部地区の事業費減に伴いまして、1,200万円の減となっております。

続きまして、7款町債の1項1目1節下水道事業費につきましても、こちらの高樋西部地区の工事費の減に伴いまして1,200万円の減となっております。

以上、補正予算として提案いたします。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） これから質疑を行います。4番、林議員。

○議員（4番 林 威範） 6ページの先ほどの2,400万円の減についてですが、公共下水道整備費高樋西部2期の4,000万あったのが、2,400万減になったということですが、6割減って、ちょっとわかりづらいんですけど、事情を教えてくださいか。

○議長（山内 剛） 野口建設課長。

○建設課長（野口 学） 質問にお答えいたします。

当初の工事計画としましては、高樋西部地区に道路を横断するような形で排水路がございまして、その排水路を渡すためにマンホールポンプ場が必要と考えて計画しておりました。それで、詳細設計の結果、マンホールポンプが必要なくなりましたので、そのための減額が工事費の減となっております。

以上でございます。

○議長（山内 剛） ほかにありませんか。

[なし]

○議長（山内 剛） これで1日目の質疑を終わります。

日程第21. 議案第13号 平成29年度大刀洗町一般会計予算について

日程第22. 議案第14号 平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算について

日程第23. 議案第15号 平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算について

日程第24. 議案第16号 平成29年度大刀洗町土地取得特別会計予算について

日程第25. 議案第17号 平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算について

○議長（山内 剛） 日程第21、議案第13号平成29年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第25、議案第17号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件については、関連がありますので、これを一括議題といたします。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山内 剛） 御異議なしと認めます。

それでは、日程第21、議案第13号から順次、提案理由及び内容の説明を求めます。大浦総務課長。

○総務課長（大浦 克司） それでは、議案第13号平成29年度大刀洗町一般会計予算から、議案第17号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、議案書の朗読により提案にかえさせていただきたいと思っております。

なお、内容の説明につきましては、予算特別委員会が設置された後にそちらのほうで説明させていただきます。

それでは、一般会計からでございます。

一般会計予算書を出してください。表紙のほうお開きください。

議案第13号平成29年度大刀洗町一般会計予算、平成29年度大刀洗町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ61億9,030万8,000円と定める、2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

債務負担行為の第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は第2表債務負担行為による。

地方債、第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、リース及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金、第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

歳出予算の流用、第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりとする。

1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く、に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内だと、これらの経費の各項の款の流用といたします。

次に、特別会計予算書のほうをお開きください。

表紙を1枚めくってください。ピンクの表紙でございます。

ピンクの表紙をさらに1枚開いていただきますと、議案第14号平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計予算、平成29年度大刀洗町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ20億2,056万9,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による、一時借入金第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5,000万円と定める。

歳出予算の流用、第3条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用。

次に、オレンジ色の表紙のところをお願いいたします。

さらに1枚お開きください。

議案第15号平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計予算、平成29年度大刀洗町後期高齢者医療保険特別会計の予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,629万5,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による。

次に、緑の表紙をお願いします。さらに1枚お開きください。

議案第16号平成29年度大刀洗町土地取得特別会計予算、平成29年度大刀洗町土地取得特別会計予算は次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,441万3,000円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

次に、水色の表紙のところをお開きください。さらにもう1枚お開きください。

議案第17号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算、平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億37万円と定める。

2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表、歳入歳出予算による地方債、第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第2表地方債による。

一時借入金、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。歳出予算の流用、第4条、地方自治法第220条第2項、ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

1号、各項に計上した給与、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除く、にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。

以上で、一般会計予算及び特別会計予算についての提案をします。

御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（山内 剛） お諮りいたします。日程第21、議案第13号平成29年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第25号、議案第17号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山内 剛） 異議なしと認めます。

したがって、日程第21、議案第13号平成29年度大刀洗町一般会計予算についてから、日程第25、議案第17号平成29年度大刀洗町下水道事業特別会計予算についてまで、以上5件につきましては、全議員12名の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

なお、予算特別委員会は3月8日水曜日、午前9時半からの協議会室で開会します。

○議長（山内 剛） 以上で、本日の議事は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会 午前11時25分
